

労務管理の誤解を解消！ 知って得する 労務問題解決 & 助成金活用 セミナー

ある日突然襲い掛かる労務問題。労働契約法の制定や労働基準法の改正により従業員の権利が拡大される一方で、企業責任は、ますます重大になってきています。労務管理の不手際から倒産するいわゆる「労務倒産」も増加傾向にあります。しかし、労務管理のさまざまな誤解を解く事で、労務倒産は未然に防ぐ事が出来るのです。このセミナーでは、中小企業で陥りがちなトラブル事例や問題事例とその対策について分りやすく解説します。その上で、労務に関わる助成金を紹介し、受給のためのコツをお伝えいたします。

《開催概要》

■開催日時 平成23年 9月28日(水)
13:30~16:30

■会場 緑法人会館 2階 大会議室

■受講料金
会 員: 1,000円(当日受付)
一 般: 3,000円(当日受付)

※いずれも消費税・テキスト代を含むお一人様分

■対 象 経営者・労務担当者
■定 員 75名(定員になり次第締め切り)
■講 師 中小企業経営労務研究所 所長
岡本 孝則 氏 (社会保険労務士)

◆講師略歴◆

◇大手金属メーカー(人事部)勤務を経て1981年に社会保険労務士事務所中小企業経営労務研究所設立。

◇社会保険労務士として永年のキャリアを持ち、常に経営者の立場に立ちつつ、従業員との懸け橋になるよう労働問題の解決を図ってきた。

【著書】Amazonベストセラーランキング「人事・労務管理」部門第一位を獲得した「今すぐ捨てたい労務管理の大誤解48(幻冬舎)」他

《カリキュラム》

■第1部(13:30~15:30)

【身近に起こりうる労務管理の誤解を解く】

◆賃金の大誤解

従業員の同意が無ければ、降給等の不利益変更はできない他

◆問題社員対応の大誤解

能力不足、コミュニケーション不足、反抗的社員等は
解雇しても問題ない 他

◆労働時間の誤解

「労働時間」は、タイムカードどおり計算しなければならない 他

◆未払い残業代の大誤解

未払い残業代の請求は全額支払わなければならない 他

◆メンタルヘルスの大誤解

従業員がうつ病の場合、休職期間満了で自然退職にできる他

■第2部(15:30~16:30)

【労務管理の強い味方になる助成金を紹介】

◆新規雇用時に使える助成金

◆不況時に使える助成金

◆職業訓練を受けさせる時に使える助成金

◆その他、女性や高齢者の雇用時に使える助成金、給付金等

※冊子「会社を元気にする助成金・給付金」

2011年度版を受講者全員に進呈

●申込方法●

☆右記の申込欄に所定の内容をご記入頂き、FAXにてお申込みください。

☆申込書受信後「受付確認票」をFAXにて、返信いたします。

☆お申込みから一週間を経過しても「受付確認票」が届かない場合は、送受信の行き違いの可能性があるので、緑法人会にご確認をお願いします。

●キャンセルについて●

※電話にてご連絡をお願いいたします。

※開催日一週間前を過ぎでのキャンセルは、ご容赦ください。

●個人情報の取り扱いについて●

ご記入いただいた情報は、セミナー管理・運営に利用する他、緑法人会からの各種連絡・情報提供等に利用いたします。

■問合せ先■

社団法人緑法人会 担当:市川

TEL:045-971-5751

FAX:045-971-5736

| | |
|-------|-----------|
| 企業名 | (従業員数約 名) |
| 所在地 | (〒 -) |
| TEL | FAX |
| 連絡担当者 | 連絡担当者所属部署 |
| 参加者名 | 所属部署 |
| | |
| | |